

## 最近法規情報

### 2024 年 12 月に公布された主な法規

### 北京市盈科法律事務所

#### 1. 増值税法

全国人民代表大会常務委員会 2024 年 12 月 25 日公布 2026 年 1 月 1 日施行

公示サイト：[http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241225\\_442038.html](http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241225_442038.html)

12 月 25 日、全国人民代表大会常務委員会で「中華人民共和国增值税法」(以下「本法」)が可決された。2026 年 1 月 1 日から施行される。

本法は、総則、税率、納税額、税収優遇、徵収管理、付則の全 6 章 38 条で構成される。二次審議稿との比較では、一部の税収優遇項目に調整がみられる。例えば、第 24 条の增值税免税項目から「避妊薬品および用具」が削除され、第 25 条では「中小企業の支持、重点産業の育成、創新の奨励および公益事業への寄付等について」の增值税特別優遇政策の制定権を国務院に委ねている。また、第 27 条では、納税者が税収優遇を放棄する場合、放棄後「36 ヶ月」は当該税収優遇を享受できないとしている。

本法は 2026 年 1 月 1 日から施行されることから、今年一年は新法に適応するための実質的準備期間となる。日系企業には、税収優遇制度の変更点に注目し、自社が対象となる優遇措置の適用条件を再評価し、国務院が制定する予定の增值税優遇政策を積極活用していくことが期待される。また、今後も、実施細則や增值税優遇政策等関連法令の整備がさらに進むことが予想されることから、これらの立法動向には引き続き注目すべきであろう。

#### 2. 会社登記管理実施办法

国家市場監督管理総局 2024 年 12 月 30 日公表 2025 年 2 月 10 日施行

公示サイト：

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art\\_6580c00811be45bfa304c1273b74e294.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art_6580c00811be45bfa304c1273b74e294.html)

新「会社法」および関連行政法規の施行を徹底し、会社登記管理の規範化と登記管理部門によるサービス品質の向上のため、国家市場監督管理総局は 12 月 20 日、「会社登記管理実施办法」(以下、「実施办法」)を公布、2025 年 2 月 10 日から施行する。

実施办法は全 29 条から構成され、新「会社法」における会社登記関連規定の実務ガイドラインという位置づけで、会社登記手続について詳細な規定を設けている。主な内容は、会社登記手続の精細化と規範化、登録資本金の払込みに関する要求の明確化、会社届出義務の強化、ならびに登記管理サービスの強化の 4 点がある。

このうち、日系企業を含む外商投資企業にとって、特に留意が必要なのは次の 3 点である。

- ① 2024年6月30日までに登記済の会社のうち、未払いの払込資本金の出資期限が2027年7月1日から起算して5年を超える有限会社については、2027年6月30日までにその期限を5年以内に改定し、かつ定款にそれを明記し、その期限内に出資を完了する必要がある(第8条1項)。
- ② 2024年6月30日までに登記済の会社のうち、登録資本金の払込期限が30年以上にわたり、登記資本金が10億人民元以上、ならびに、明らかに常軌を逸した状況がある場合、登記担当政府部門はその真実性、合理性について調査を行い、調整を行うよう、法に基づき指導を行う(第10条)。
- ③ 会社の経営範囲は、市場参入ネガティブリスト規定に合致しなければならず、外商投資公司および外商投資企業の直接投資による会社の経営範囲は、前記のほか外商投資ネガティブリストにも合致する必要がある(第12条)。

前記のほか、今回の実施弁法は、「債務逃避」(中国語「逃废債」)、「夜逃げ屋」(中国語「职业闭店人」)、「債務者名義貸し業」(中国語「职业背债人」)等の問題視されている違法行為について、それらの行為が発覚した場合、登記機関が関連登記や届出手続を受理しない、またはすでに存在する登記や届出を取り消すことができる事が明記された。また、登記代行業者の責任および罰則規定も明確にされた。

実施弁法は、日本企業を含め、すべての会社にとって重要な規定であり、自社が定款の修正を要するか否かを含め、その内容をしっかりと検討しておくことが求められる。また、実施弁法が施行されることで、今後の法人登記実務にどのような変化が生じるのかについても、見守っていく必要があろう。

### 3. 水平的事業者集中審査ガイドライン

国家市場監督管理総局 2024年12月10日公布 2024年12月10日施行

公示サイト：[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202412/content\\_6993767.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202412/content_6993767.htm)

国家市場監督管理総局は2024年12月20日、「水平的事業者集中審査ガイドライン」(以下「本ガイドライン」)を発表した。

本ガイドラインは、水平的事業者に対する集中的審査の基準や市場競争分析の考え方、市場競争の影響についての評価要素を筋立てて整理したもので、全12章87条から成り、29件のケースが含まれる。本ガイドラインは国内の実務経験と国際基準に基づくもので、企業間の競争秩序を守るために明確な基準を提供することを目標としている。

本ガイドラインでは、合併買収取引審査における曖昧さを解消し、市場シェアや関連市場における集中度、競争者間の関係、単独効果と協調効果を分析する方法が詳細に規定されている。また、企業が合併を行う際に考慮すべき潜在的競争力や市場の参入障壁、バイイングパワーの影響についても触れ、経営資源集中の諸方面への影響に対する評価をより明確にしている。

第86条では、本ガイドラインに法的強制力はないとしているものの、市場独占的な経済活動を防止するための実務指針として、企業と審査当局にとって重要な参考基準になることが予想される。日系企業においては、中国市場の同業種企業に対するM&Aを検討する際、本ガイドラインの基準を吟味した上で、あらかじめ市場における諸方面への影響を最小限に抑える綿密な戦略を立てることが必要となろう。

#### **4. 北京市ビジネス環境最適化条例**

北京市人民代表大会常務委員会 2024年11月29日公表 2024年11月29日施行

公示サイト：[http://www.bjrd.gov.cn/zyfb/202411/t20241129\\_3953062.html](http://www.bjrd.gov.cn/zyfb/202411/t20241129_3953062.html)

今年になって修正された「北京市ビジネス環境最適化条例」(以下「条例」)が11月29日、公表と同時に施行された。本条例は2020年4月に初めて施行されたもので、今回の修正は2022年8月に次ぐ2度目の修正となる。

改正後の条例は、全6章94条から構成され、改正前の諸制度をベースに、30カ所以上の重要な修正を行ったもので、事業体の発展に堅実な制度保障を提供することを狙いとしている。修正内容のほとんどは、政府主管部門の手続簡素化や事業体の利便性を高めるものとなっており、例えば、人民法院による案件処理の全プロセスにおけるオンライン化の推進、一部の複雑かつ重大な税務事項に関する税務政策適用意見の事前告知制度の導入、主管部門による経営現場への検査頻度の削減等を含んでいる。

条例の内容からは、経営環境を一層改善しようとする北京市政府の意図が看取される。北京市にある日系企業も今後、条例がもたらす利便性や変化を実感できるようになることだろう。

#### **5. 北京市市場監督管理局食品経営許可コンサルティングサービス実施方案**

北京市市場監督管理局 2024年12月12日公表 2024年12月12日施行

公示サイト：

[https://scjgj.beijing.gov.cn/zwxx/2024zcwj/202412/t20241212\\_3964561.html](https://scjgj.beijing.gov.cn/zwxx/2024zcwj/202412/t20241212_3964561.html)

北京市市場監督管理部門は、「北京市市場監督管理局食品経営許可コンサルティングサービス実施方案」(以下「本方案」)を制定・施行し、食品経営許可コンサルティングサービスを継続的に推進する方針を固めた。また、同時に、「食品経営許可コンサルティングサービス実施方案(試行)」は廃止される。

本方案において、「コンサルティングサービス」とは、食品経営許可を申請する者に対して、その希望に沿う形で、審査認可部門が食品経営許可コンサルティングサービス、小規模飲食店許可コンサルティングサービスを提供することを指す。本方案によると、申請者は正式な許可申請を行う前に、図面審査や事前の現場審査対策等の指導サービスを受けることができるとされる。なお、コンサルティングサービスを許認可の前提条件にしてはならないことも明記されている。

北京は、中国のほかの地域と比べ、外食産業に厳しい市場と言わされてきた。本方案の実施に伴い、食品経営許可申請の効率向上、食品・外食事業者の経営コストの軽減、さらに北京の食品市場の活力を引き出すことが期待されている。本方案の制定により、日系の食品・外食企業には、北京進出を検討する際、当局によるコンサルティングサービスの利用という選択が生まれることになる。

#### **6. 不正競争防止法(改正草案)**

全国人民代表大会常務委員会 2024年12月25日公表

公示サイト：

<http://www.npc.gov.cn/f1caw/userIndex.html?lid=ff808181927f0e7b0193fcb2fb3a74e1>

全国人民代表大会常務委員会は12月25日、「不正競争防止法(改正草案)」(以下「本草案」)を公表した。本草案に関するパブコメ募集期間を2025年1月23日までとしている。

本草案は全5章41条、経済発展に伴う新たな類型の不正競争行為に言及し、違反企業の代表者や責任者個人への処罰を強化した点が注目されている。新たに追加された不正競争行為の関連規定としては、①混同行為については、他者の所有する一定の影響力のあるメディアアカウントの名称、アプリの名称やマークを許可なく使用する行為、他者の所有する一定の影響力のある商品名称や企業名称を検索キーワードに設定する行為を挙げ、その行為の実施に便宜を提供する行為を規定に追加、②商業賄賂については、賄賂を提供する行為のほか、組織や個人による賄賂の受領行為も禁止の対象とした。③ECプラットフォームにおける不正競争行為については、プラットフォーム利用者に対しては、公平な競争を保つための規制制定の義務、不正競争行為を阻止する義務を課し、プラットフォームを経営する者に対しては、データ、アルゴリズム、テクノロジーやルール等を利用して恣意的な取引を実施してならないことが明記された。そのほか、虚偽宣伝や不当な景品付き販売等、既存の不正行為についても従来の規定を補完している。

本草案は、まだパブコメ募集の段階であるが、立法者の考え方を吟味する上で、有意義な材料となる。日系企業は、本草案の内容を踏まえ、新たに追加された不正競争行為が自社に影響しないかを確認し、本草案の今後の審議状況を注目しながら、必要に応じて対策を検討していくことが望ましいだろう。